**千葉工業大学弓友会　会則**

**第１章　総　則**

第１条　本会は、千葉工業大学弓友会（以下、「弓友会」）と称する。

　第２条　弓友会は、千葉工業大学体育会弓道部（以下、「弓道部」）に在籍した者を以て組織する。

**第２章　 目　的**

　第３条　弓友会は、弓友会員相互の親睦及び弓道部員との交流を図り、弓道部の発展に寄与することを目的とする。

**第３章 会員及び名誉会員**

　第４条　会員

１　大学卒業年の４月１日に会員となる。

　第５条　名誉会員

　　１　弓友会のために特に貢献し、第６章に規定する総会で承認を得た者を名誉会員とする。

　　２　名誉会員は、会費を免除する。

**第４章**　**役　員**

　第６条　弓友会に、次の役員を置く。

　　１　会長・・・・・・・・・・・・（弓友会を代表する）

　　　　　２　副会長　若干名・・・・・・・（会長を補佐し、会長にやむを得ない事情があるときはその任務を代行する）

３　理事　若干名

総務・・・・・・・・・・（総会・理事会運営及び資料作成補佐）
記録・・・・・・・・・・(議事録作成及び講習会・練習会記録作成）
ホームページ担当理事・・（ホームページの運営・編集及び会員名簿の管理）
会計・・・・・・・・・・（弓友会会費の管理及び弓道部会計補佐）
監査・・・・・・・・・・（会計監査及び会計補佐）
幹事長・・・・・・・・・（年度幹事の統括及び弓道部との連携）
学生担当・・・・・・・・(弓道部の意見聴取・資料整理及び幹事長補佐）

　　４　年度幹事　各卒業年度別に1名とし、同学年内で推薦された者が就任する。ただし、推薦され

る者がいないときは主将経験者が就任する。

　　　　　　　　　　・・・・・・・・(各卒業年度の弓友会員を代表し、幹事長を補佐する）

５　名誉顧問　若干名

　第７条　役員の選出は、第６章に規定する総会において決定する。

第８条　役員の任期は、原則１年間とする。ただし、再選はこれを妨げない。

　　　　補欠による役員の任期は、前任者の残存期間とする。

**第５章　機　関**

第９条　弓友会に、弓友会運営のための次の機関を置く。

１　理事会

　第１０条　理事会は、弓友会の執行機関とし役員を以て構成する。

１ 理事会は、会長が招集する。

２ 理事会は、理事2名以上の要求により開催する。

**第６章　総　会**

　第１１条　弓友会の議決機関として下記を設ける。

　　　１　定期総会

２　臨時総会

　第１２条　定期総会及び臨時総会（以下、「総会」）は、弓友会の最高議決機関であり出席会員（委任状を含む）の過半数を以て議決する。

　第１３条　総会の開催

1. 定期総会は、年に1回開催するものとする。

２　臨時総会は、理事会の決定において開催するものとする。弓友会員は、理事会に総会の開催を要求することができる。

３　総会は、会長が招集し弓友会員に日時、場所、議案を通知する。会長不在の場合は、副会長が代行する。

なお、出席出来ない弓友会員は、議案に対して委任状を提出することができる。

　　４　会長は、定期総会に弓道部員の出席を依頼し、弓道部の新旧役員紹介及び年間活動結果の報告を求めるとともに、弓友会に対する意見を聴くことができるものとする。

**第７章　会　計**

第１４条　会計年度は、3月1日より翌年2月末日までとする。

第１５条　会計事務は、会計理事が行う。

第１６条　弓友会員は、会費として年会費3,000円を納める。ただし、夫婦会員の年会費は、

 2人で5,000円とする。また、卒業初年度は、年会費1人2,000円とする。

　　　　　　　なお、大学院生は弓友会員であるが、大学院卒業年の３月３１日までは会費納入を免除

　　　　　する。

第１７条　会計報告及び会計監査報告は、理事会の承認を得た後、定期総会で報告する。
　第１８条　一定期間、会員としての活動を休止する旨を届け出た者、及び活動休止の届出をなさ

ずに会費を納入しなかった者は「休会者」とし、休会者には会費の納入を免除する。

なお、休会者は、2年分の会費6,000円を納入すれば、会員として復帰するものとする。

**第８章　雑　則**

　第１９条　弓道部員及び弓友会員への連絡は、弓道部内におかれる弓友会連絡員が行う。

　　　　　　なお、休会者への連絡は行わない。

　第２０条　弓友会会則の改正は、総会の承認を得てこれを行う。

**附　則**　（平成26年5月11日　臨時総会、全部改正）

　　　１　平成25年11月24日施行の会則は、平成26年5月11日全部改正のうえ、同日付けで施行する。

**附　則**　（平成29年4月22日　理事会、一部改正）

　　　１　第４条

　　　　　　【１　原則として、千葉工業大学を卒業した時点で弓友会の会員となる。】を【１　大

　　　　　　　学卒業年の４月１日に会員となる。】に改める。

　　　２　第１６条

　　　　　　【弓友会員は、会費として年会費3,000円を納める。ただし、夫婦会員の年会費は、

　　　　　　　2人で5,000円とする。なお、卒業初年度は、年会費1人2,000円とする。】を

　　　　　　【弓友会員は、会費として年会費3,000円を納める。ただし、夫婦会員の年会費は、2人で5,000円とする。また、卒業初年度は、年会費1人2,000円とする。なお、大学院生は弓友会員であるが、大学院卒業年の３月３１日までは会費納入を免除する。】に改める。

**附　則**　（平成31年3月30日　総会、一部改正）

　　　１　第６条

　　　　　　【４　年度幹事　原則として各卒業年度別に1名】を【４　年度幹事　各卒業年度

別に1名とし、同学年内で推薦された者が就任する。ただし、推薦される者がいないときは主将経験者が就任する。】に改める。

２　第８条

　　　【役員の任期は、原則3年間とする。】を【役員の任期は、原則1年間とする。】に改める。